

令和 2 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 2 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算（第 7 号）……………	別冊
議案第 3 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）……………	別冊
議案第 4 号	平成 3 1 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	別冊
議案第 5 号	平成 3 1 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 6 号	平成 3 1 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 号）……………	別冊
議案第 7 号	令和 2 年度上尾市一般会計予算……………	別冊
議案第 8 号	令和 2 年度上尾市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案第 9 号	令和 2 年度上尾市介護保険特別会計予算……………	別冊
議案第 1 0 号	令和 2 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案第 1 1 号	令和 2 年度上尾市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 2 号	令和 2 年度上尾市公共下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 3 号	上尾市表彰審査会条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1
議案第 1 4 号	上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2
議案第 1 5 号	上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	4
議案第 1 6 号	上尾市老人ホーム入所判定委員会条例の制定につい て……………	5
議案第 1 7 号	上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の 制定について……………	8
議案第 1 8 号	上尾市地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定 について……………	1 1
議案第 1 9 号	上尾市成年後見制度利用促進審議会条例の制定につ いて……………	1 4
議案第 2 0 号	上尾市予防接種健康被害調査委員会条例の制定につ いて……………	1 7
議案第 2 1 号	上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例の制定に	

	ついて……………	1 9
議案第 2 2 号	上尾市立小・中学校通学区域審議会条例の制定につ いて……………	2 2
議案第 2 3 号	上尾市職員倫理条例の制定について……………	2 4
議案第 2 4 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	3 6
議案第 2 5 号	市長の給料及び副市長の給料の減額支給に関する条 例の制定について……………	3 8
議案第 2 6 号	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	3 9
議案第 2 7 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について……………	4 2
議案第 2 8 号	上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	4 3
議案第 2 9 号	上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について……………	4 4
議案第 3 0 号	上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公 共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	4 7
議案第 3 1 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	4 8
議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 9
議案第 3 3 号	市道路線の認定について……………	5 1
議案第 3 4 号	公平委員会委員の選任について……………	5 2

議案第 13 号

上尾市表彰審査会条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市表彰審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市表彰審査会条例の一部を改正する条例

上尾市表彰審査会条例（平成 12 年上尾市条例第 8 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 各種団体を代表する者

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

事務区長制度の見直しに伴い、上尾市表彰審査会を組織する委員の構成
を改めたいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月20日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和49年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（成年被後見人を除く。）」に改める。

第3条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、登録申請者が成年被後見人であるときは、出頭する際に、当該登録申請者の成年後見人が同行しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者（成年被後見人である者を除く。）が病気その他やむを得ない理由により自ら出頭して申請することができないときは、登録を受けようとする印鑑を押印した委任又は代理の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

第5条第2項中「この場合において」を「ただし」に改め、「代理人」の次に「（登録申請者が成年被後見人であるときは、成年後見人に限る。）」を加え、同条第3項中「第3条本文」を「第3条第1項」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が病気その他やむを得ない理由により自ら出頭して届出をすることができないときは、登録してある印鑑（登録してある印鑑を紛失し、又は滅失したときは、他の印鑑）を押印した委任又は代理の旨を証する書面を添えて、代理人（印鑑の登録を受けている者が成年被後見人であるときは、成年後見人に限る。）により届出をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人の権利の制限に係る措置を適正化するため、印鑑の登録の資格に関する規定を改めたいので、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上尾市監査委員に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 35 号）の一部を
次のように改正する。

第 6 条中「地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により上尾市水道事業の」
を「同法の規定により」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」
に改め、同条第 2 項中「地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により上尾市水
道事業の」を「同法の規定により」に、「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 2
43 条の 2 の 2 第 3 項」に、「30 日」を「60 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定
及び第 7 条第 2 項の改正規定（「地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により
上尾市水道事業の」を「同法の規定により」に改める部分に限る。）は、公
布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、請求又は要求に
基づく監査の結果に関する報告等の期限を改めたいので、この案を提出す
る。

議案第16号

上尾市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
上尾市老人ホーム入所判定委員会条例を次のように定める。

令和2年2月20日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する措置の実施に関する事項に関し審査及び判定を求めるため、上尾市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 本市を所管する保健所の長

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの代表者

(4) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の代表者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第33号の4の次に次の1号を加える。

(33)の5 老人ホーム入所判定委員会委員

別表第1の33の4の項の次に次のように加える。

33	老人ホーム入所判定委員会	
の5	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

老人ホームへの入所等の措置の実施に関し審査及び判定を求めるため、附属機関として上尾市老人ホーム入所判定委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定について
上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 6 号の規定に基づき行う事業の適正な運営を図るため、上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「認知症初期集中支援チーム」とは、認知症である又はその疑いのある者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、当該者及びその家族に対する初期の支援を包括的かつ集中的に行う保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者の集団をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 認知症初期集中支援チームの設置に関すること。
- (2) 認知症初期集中支援チームの活動状況に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、認知症初期集中支援チームに関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療に携わる者
- (2) 介護保険に携わる者
- (3) 地域福祉に携わる者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第33号の5の次に次の1号を加える。

(33)の6 認知症初期集中支援チーム検討委員会委員

別表第1の33の5の項の次に次のように加える。

33 の6	認知症初期集中支援チーム検討委員会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

認知症初期集中支援推進事業の適正な運営を図るため、附属機関として上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾市地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について
上尾市地域包括ケアシステム推進協議会条例を次のように定める。

令和2年2月20日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市地域包括ケアシステム推進協議会条例

(設置)

第1条 上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念の実現を目指し、地域包括ケアシステムの推進に関する事項を協議するため、上尾市地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするため、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まいや自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療及び介護連携に関すること。
- (2) 認知症施策に関すること。
- (3) 介護予防及び生活支援サービスの体制整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療に携わる者
- (2) 介護保険に携わる者
- (3) 認知症ケアに携わる者
- (4) 生活支援サービス事業に携わる者
- (5) 地域包括ケアに関する学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第33号の6の次に次の1号を加える。

(33)の7 地域包括ケアシステム推進協議会委員

別表第1の33の6の項の次に次のように加える。

33	地域包括ケアシステム推進協議会	
の7	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

地域包括ケアシステムの推進に関する事項を協議するため、附属機関として上尾市地域包括ケアシステム推進協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第19号

上尾市成年後見制度利用促進審議会条例の制定について
上尾市成年後見制度利用促進審議会条例を次のように定める。

令和2年2月20日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。次条において「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、上尾市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関の設立等に係る支援に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (2) 医療又は福祉に関し識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第33号の7の次に次の1号を加える。

(33)の8 成年後見制度利用促進審議会委員

別表第1の33の7の項の次に次のように加える。

33	成年後見制度利用促進審議会	
の8	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

(この条例の失効)

3 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市成年後見制度利用促進審議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
上尾市予防接種健康被害調査委員会条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第 1 条 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害（次条及び第 4 条第 1 項において単に「健康被害」という。）を調査審議するため、上尾市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、健康被害について医学的な見地から調査審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人上尾市医師会が推薦する医師
- (2) 本市を所管する保健所の長
- (3) 埼玉県知事が推薦する医師

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該健康被害の調査審議が終了するまでの期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第34号の4の次に次の1号を加える。

(34)の5 予防接種健康被害調査委員会委員

別表第1の34の4の項の次に次のように加える。

34	予防接種健康被害調査委員会	
の5	委員長	日額 16,000円
	委員	日額 15,000円

提案理由

市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害を調査審議するため、附属機関として上尾市予防接種健康被害調査委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例の制定について
上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例

(設置)

第 1 条 多文化共生事業を計画的に推進する上で必要な事項を調査審議し、
上尾市多文化共生推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、
上尾市多文化共生推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置
する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議す
る。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生事業の推進に関し市長が必要と
認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考した
もの

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、委員が欠
けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定
める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、推進計画の策定に係る調査審議が終了したとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。
第1条の2第19号を次のように改める。
(19) 多文化共生推進計画策定委員会委員
別表第1の19の項を次のように改める。

19	多文化共生推進計画策定委員会 委員長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----	-----------------------------	------------------------

(この条例の失効)

3 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市多文化共生推進計画を策定するため、附属機関として上尾市多文化共生推進計画策定委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市立小・中学校通学区域審議会条例の制定について
上尾市立小・中学校通学区域審議会条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立小・中学校通学区域審議会条例

(設置)

第 1 条 上尾市教育委員会の諮問に応じ、上尾市立小・中学校の通学区域の編成に関し必要な事項を調査審議するため、上尾市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第22号の次に次の1号を加える。

(22)の2 上尾市立小・中学校通学区域審議会委員

別表第1の22の項の次に次のように加える。

22	上尾市立小・中学校通学区域審議会	
の2	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

上尾市教育委員会の諮問に応じ、上尾市立小・中学校の通学区域の編成に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市立小・中学校通学区域審議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市職員倫理条例の制定について
上尾市職員倫理条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次のアからウまでに掲げる者をいう。

ア 市長、副市長及び教育長

イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員

ウ 特別職（アに掲げる者を除き、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる職（議会の議員を除く。）に限る。）に属する職員

(2) 職員等 次のアからエまでに掲げる者をいう。

ア 職員

イ 特別職（法第 3 条第 3 項第 2 号、第 3 号の 2 及び第 5 号に掲げる職に限る。）に属する職員

ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業に従事する労働者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事する労働者

(3) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する権限の一部を委任された者を含む。）をいう。

(4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

(5) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、次条に規定する倫理原則に基づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。

(6) 要望等 職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。

(7) 不当要求行為等 要望等のうち、次のアからオまでに掲げる行為をいう。

ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

ウ 人事（職員（第1号アに掲げる者を除く。）の採用、任用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

(8) 働きかけ行為 要望等のうち、職員（第1号イに掲げる者に限る。）に対し、職務に関し正当な理由なく、特別職（法第3条第3項第1号に掲げる職に限る。）に属する職員が行う規則に定める行為で、職員の公正又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為（不当要求行為等に該当する行為を除く。）をいう。

(9) 公益通報 公益を守るために、職員等が、知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な

目的で行うものを除く。

- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部の者に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのある者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。

- 4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

- 5 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、規則で定める利害関係者との関係に注意を払い、市民の疑惑や不信を招くような行為として規則で定めるものをしてはならない。

- 6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

- 7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員(第13条第3項において「管理監督者」という。)は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他必要な措置を講じなければならない。

(体制の整備及び調整等)

第6条 市は、コンプライアンスの推進及び保持を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 職員の職務に関するコンプライアンスの推進及び保持を図るため、コンプライアンスを監理する担当部署（以下「コンプライアンス担当部署」という。）を置く。

3 コンプライアンス担当部署は、職員に対しその職務に係るコンプライアンスに関する指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス審査会)

第7条 コンプライアンスの推進を図るための体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、上尾市コンプライアンス審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 不当要求行為等の調査、報告等に関すること。

(2) 働きかけ行為の調査、報告等に関すること。

(3) 公益通報の調査、報告等に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項

3 審査会は、委員3人をもって組織する。

4 委員は、弁護士及びその他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

10 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

11 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 1 2 審査会の行う調査等の手続は、公開しない。
- 1 3 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、会議への出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 1 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 1 5 審査会の庶務は、総務部において処理する。
- 1 6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第8条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、上尾市コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市におけるコンプライアンスの確保に関すること。
 - (2) 不当要求行為等に関すること。
 - (3) 働きかけ行為に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。
- 3 委員会は、規則で定める職員をもって構成する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(要望等に対する基本原則)

第9条 職員は、市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

- 2 職員は、特定のを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。
- 3 職員は、不当要求行為等及び働きかけ行為が行われた場合（不当要求行為等及び働きかけ行為が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、複数の職員により組織的に毅然とした態度で冷静に対応しなければならない。

(要望等の記録)

第10条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録しなければならない。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の例外)

第11条 職員は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要望等の内容を記録しないことができる。

- (1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。
- (2) 要望等の内容が事実関係の確認又は単なる問い合わせ、意見等にすぎないことが明白であるとき。
- (3) 職員の職務について一定の作為又は不作為を求めるものでないとき。
- (4) 公職者（国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、代理人及び使者を含む。）をいう。）以外の者からの要望等であって、その内容が次のいずれかに該当するとき（当該要望等の内容が自ら又は特定のものに特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって、公正な市政運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。）。

ア 日常的に行われる営業活動に係るもの

イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

ウ 職員が多数の要望者に順次対応するような場合であって、記録することが困難なもの

エ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの

(要望等の報告)

第12条 職員は、第10条第1項前段の規定による記録をしたとき、及び要望等（申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号及び行

政手続条例（平成10年上尾市条例第4号）第2条第4号に規定する申請をいう。）を除く。）が書面でなされたときは、規則で定めるところにより、これらの記録若しくは書面又はこれらの写しを、速やかに任命権者に提出しなければならない。

（不当要求行為等への組織的対応）

- 第13条 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事実を知ったとき（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、直ちに当該不当要求行為等の内容を記録し、コンプライアンス担当部署に報告しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、審査会に対し直接報告することができる。
- 2 コンプライアンス担当部署は、前項本文の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行し、及びコンプライアンスを保持するために必要な対策を講ずるとともに、当該報告の内容を委員会に報告しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、審査会に対し直接報告することができる。
- 3 コンプライアンス担当部署は、前項本文の規定による報告をするときは、第1項本文の規定による報告を行った職員の上司又は管理監督者（規則で定める職員を除く。以下「所属長」という。）に報告し、必要に応じて、当該報告に係る対策について指導、助言その他必要な措置を講ずるよう支援するものとする。
- 4 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるものとする。
- 5 委員会は、第2項本文の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、当該報告を行ったコンプライアンス担当部署及び第3項の規定による報告を受けた所属長に対し、必要に応じて対策を指示するものとする。
- 6 委員会は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為等を行った者（第8項ただし書及び次条において「行為者」という。）に対して文書で警告する必要があると認めるときは、審査会に通知するとともに、市長及び当該事案に係る任命権者（以下「市長等」という。）に報告しなければならない。ただし、市長等に報告することが適当でないときは、審査会に

対する通知のみを行うことができる。

7 審査会は、第1項ただし書若しくは第2項ただし書の規定による報告又は前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

8 審査会は、前項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、次条第2項に規定する事項を公表することができる。ただし、同条第1項に規定する警告が行われない場合にあつては、当該行為者の氏名、前項後段に規定する意見の内容その他の事項について公表することができる。

(不当要求行為等の行為者に対する措置)

第14条 市長等は、前条第7項の規定による報告が文書で警告する必要がある旨のものであるときは、当該報告に基づいて、行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

2 市長等は、前項の警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長等は、第1項の警告を行ったにもかかわらず当該不当要求行為等が中止されないときは、市の事務又は事業（第17条において「事務事業」という。）において、必要な措置を講ずることができる。

4 市長等は、前3項の規定による措置を講ずるときは、前条第7項後段に規定する意見を尊重しなければならない。

(働きかけ行為への組織的対応)

第15条 前2条の規定は、職員（第2条第1項第1号イに掲げる者に限る。）が働きかけ行為を受けた場合について準用する。この場合において、前2条中「不当要求行為等」とあるのは、「働きかけ行為」と読み替えるものとする。

(不当要求行為等及び働きかけ行為を受けた職員の保護)

第16条 市長等は、第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った職員又は第13条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による報告を行ったコンプライアンス担当部署に所属する職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱い

をしてはならない。

(公益通報の対象)

第17条 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者等における当該事務事業に関する事実、市の施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 法令に違反する事実

(2) 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実

(3) 前2号に該当するおそれのある事実

(公益通報の方法)

第18条 職員等は、市政の運営に関し、前条に規定する事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益通報をするものとする。

2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

3 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

4 職員等は、公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはならない。

(公益通報の対象となる事実に関する審査会の調査等)

第19条 審査会は、前条第1項の規定による公益通報を受けたときは、通報対象事実の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 審査会は、公益通報の概要及び対応方針を市長等に報告するものとする。

3 審査会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく調査を行い、当該調査の結果を市長等に報告するも

のとする。

4 審査会は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。

5 前条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、第1項及び前項の規定による通知は行わないものとする。

(公益通報の調査結果に基づく措置の実施)

第20条 市長等は、前条第3項の規定により通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、その内容を審査会に通知するものとする。この場合において、市長等は、必要があると認めるときは、当該事案に係る関係者の処分を行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を適宜公表するものとする。

(公益通報の通報者への是正措置等の通知)

第21条 審査会は、前条第1項の規定により市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、第18条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、この限りでない。

(公益通報の通報者等の保護)

第22条 市長等は、通報者及び通報対象事実の存否に関する調査に協力した者に対し、公益通報をし、又は当該調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(職員等以外の者による公益目的通報)

第23条 職員等以外の者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

2 職員等以外の者は、公益を目的とする通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違

法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

- 3 第18条第3項及び第4項並びに第19条から前条までの規定は、第1項に規定する公益を目的とする通報について準用する。この場合において、これらの規定中「職員等」とあるのは「職員等以外の者」と、「公益通報」とあるのは「公益を目的とする通報」と、第19条第1項中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第5項中「前条第2項ただし書」とあるのは「第23条第2項ただし書」と、第21条ただし書中「第18条第2項ただし書」とあるのは「第23条第2項ただし書」と読み替えるものとする。

(職員等の協力)

第24条 職員等は、この条例の規定に基づき審査会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(公表)

第25条 市長は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して任命権者が講じた措置について、市民に公表するものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条から第25条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第12号の3を次のように改める。

(12)の3 コンプライアンス審査会委員

別表第1の12の3の項を次のように改める。

12 の3	コンプライアンス審査会 会長 委員	日額 16,000円 日額 15,000円
----------	-------------------------	--------------------------

提案理由

職員の法令遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講じ、公務に対する市民の信頼を確保したいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例
第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「次号」の次に「及び第 3 号」を加え、同項第 2
号中「当該年度の中途において新たに職員と」を「次号に掲げる職員以外の
職員であって、当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満
了することにより退職することと」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律
（昭和 27 年法律第 289 号）の適用を受ける職員、特別職に属する地
方公務員、上尾市以外の地方公共団体の職員又は国家公務員（以下この
号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった
者のうち、当該地方公営企業労働関係法適用職員等の任命権者又はその
委任を受けた者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き当該年度
に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働
関係法適用職員等としての在職期間及び在職期間中における年次休暇の
残日数を考慮し、20 日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超え
ない範囲内で規則で定める日数

第 14 条第 2 項第 14 号中「小学校就学の」を「中学校就学の」に、
「（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るた
めに必要なものとして規則で定めるその子の世話を行うことをいう。）のた
め」を「その他の規則で定める場合で、」に、「認められる場合」を「認め
られるとき」に改める。

第 19 条中「定める基準に従い、任命権者が」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新条例」という。）第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の年次休暇の日数について適用し、施行日前の年次休暇の日数については、なお従前の例による。

3 新条例第14条第2項第14号の規定は、施行日以後に受ける特別休暇について適用し、施行日前に受ける特別休暇については、なお従前の例による。

提案理由

職員が子育てしやすい職場環境づくりを推進するため、子の看護に係る特別休暇を取得する際の対象となる子の年齢要件を拡大するとともに、年次休暇の付与に係る規定について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 25 号

市長の給料及び副市長の給料の減額支給に関する条例の制定について
市長の給料及び副市長の給料の減額支給に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠山 稔

市長の給料及び副市長の給料の減額支給に関する条例

第 1 条 令和 2 年 4 月分から同年 6 月分までの市長の給料は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 2 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号に定める給料の月額からその 100 分の 10 に相当する額を減じて支給する。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、同号に掲げる額とする。

第 2 条 令和 2 年 4 月分及び同年 5 月分の副市長の給料は、市長及び副市長の給与等に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、同条第 2 号に定める給料の月額からその 100 分の 10 に相当する額を減じて支給する。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、同号に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第 1 条の規定は、この条例の施行の日以後に市長が新たに就任した場合にあっては、当該市長に対しては適用しない。

3 第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に副市長が新たに選任された場合にあっては、当該副市長に対しては適用しない。

提案理由

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事における不適正な事務執行に対する管理監督責任として、市長及び副市長の給料を減額したいので、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年上尾市条例第 42 号）
の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）

第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会（第 16 条—24 条）

第 6 章 雑則（第 25 条）

附則

第 16 条を第 25 条とし、第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を
加える。

第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会

（設置）

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び
災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、上尾市災害弔慰
金等支給審査委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置す
る。

（組織）

第 17 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が
委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、第16条に規定する諮問に関する調査審議が終了した日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第19条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第23条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第32号の次に次の1号を加える。

(32)の2 災害弔慰金等支給審査委員会委員

別表第1の32の項の次に次のように加える。

32	災害弔慰金等支給審査委員会	
の2	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、附属機関として上尾市災害弔慰金等支給審査委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 27 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年上尾市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、
「もの」の次に「又は本市において次の各号のいずれかに該当する者として
放課後児童健全育成事業に従事した日から起算して 24 月（月の初日から末
日までの期間の全日数にわたって従事しない月があるときは、24 月にその
月数を加えた月数）を経過する日までの間に当該研修の修了を予定している
もの」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

放課後児童支援員の資格について、放課後児童健全育成事業に従事した
日から起算して 24 月を経過する日までの間に研修の修了を予定している
ものを要件に加えたいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例

上尾市敬老祝金条例（平成 17 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「8 月 31 日」の次に「（次項第 5 号に掲げる者にあつては、第 3 項に規定する敬老祝金の贈呈の日）」を加え、同条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 77 歳の者 10,000 円
- (2) 88 歳の者 10,000 円
- (3) 99 歳の者 10,000 円
- (4) 100 歳の者 50,000 円
- (5) 男性の最高齢の者（敬老祝金を贈呈する年度において最初に最高齢になる者をいう。以下この号において同じ。）及び女性の最高齢の者 30,000 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

敬老祝金を贈呈する対象者と敬老祝金の額を改めたいので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する
条例

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例（平成 25 年上尾市条
例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 1 号中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同
項第 5 号中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号た
だし書中「第 30 項」を「第 31 項」に改め、同項第 6 号を削り、同表第 4
項第 2 号中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同表第 5
項第 1 号ただし書中「、自転車車線」を削り、同表第 40 項を同表第 41 項
とし、同表第 39 項第 4 号中「第 9 項まで、第 11 項から第 36 項まで及び
第 37 項第 1 号」を「第 10 項まで、第 12 項から第 37 項まで及び第 38
項第 1 号」に改め、同項を同表第 40 項とし、同表第 38 項第 5 号中「第 3
6 項」を「第 37 項」に、「第 10 項」を「第 11 項」に改め、同項を同表
第 39 項とし、同表第 37 項第 1 号中「第 7 項第 3 号、第 8 項第 2 号及び第
3 号、第 9 項第 3 号及び第 4 号、第 11 項第 2 号及び第 3 号、第 14 項から
第 20 項まで、第 21 項第 3 号並びに第 23 項」を「第 8 項第 3 号、第 9 項
第 2 号及び第 3 号、第 10 項第 3 号及び第 4 号、第 12 項第 2 号及び第 3 号、
第 15 項から第 21 項まで、第 22 項第 3 号並びに第 24 項」に改め、同項
第 2 号中「第 7 項第 3 号、第 8 項第 2 号及び第 3 号、第 9 項第 3 号及び第 4
号、第 11 項第 2 号及び第 3 号、第 18 項第 1 号、第 21 項第 3 号」を「第
8 項第 3 号、第 9 項第 2 号及び第 3 号、第 10 項第 3 号及び第 4 号、第 12
項第 2 号及び第 3 号、第 19 項第 1 号、第 22 項第 3 号」に、「第 39 項第
1 号」を「第 40 項第 1 号」に改め、同項を同表第 38 項とし、同表第 36
項中「第 12 項、第 13 項、第 22 項、第 24 項、第 29 項及び第 33 項」

を「第13項、第14項、第23項、第25項、第30項及び第34項」に改め、同項を同表第37項とし、同表中第35項を第36項とし、第29項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、同表第28項第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同項を同表第29項とし、同表第27項を同表第28項とし、同表第26項第4号中「第12項、第14項、第15項、第17項から第20項まで及び第23項」を「第13項、第15項、第16項、第18項から第21項まで及び第24項」に改め、同項を同表第27項とし、同表中第25項を第26項とし、第14項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同表第13項ただし書中「第30項」を「第31項」に改め、同項を同表第14項とし、同表中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同表第9項第1号中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同項を同表第10項とし、同表第8項第1号中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同項を同表第9項とし、同表第7項第1号中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次号において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同号において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同項第2号中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改め、同項を同表第8項とし、同表第6項の次に次の1項を加える。

7 自転車通行帯

- (1) 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次号において同じ。）に自転車通行帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (2) 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前号に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(3) 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

(4) 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めること。

別表第3第1項第2号中「別表第1第9項第3号」を「別表第1第10項第3号」に改め、同項第3号中「別表第1第8項第2号」を「別表第1第9項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例別表第1第7項並びに第8項第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、本市が管理する市道の構造の技術的基準に関し、自転車通行帯の設置基準を新たに定めるとともに、自転車道の設置基準を見直したいので、この案を提出する。

議案第 30 号

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

- (1) 上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年上尾市条例第 26 号）第 6 条
- (2) 上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年上尾市条例第 41 号）第 5 条

附 則

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

議案第 3 1 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり工事請負契約を解除したことにより相手方に及ぼした損害の賠償額を定め、和解することについて、議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 相手方 所在地 上尾市大字小敷谷 5 3 番地 6
名 称 藤電設株式会社
- 2 和解の要旨 上記相手方と平成 2 9 年 8 月 4 日に締結した（仮）新図書館複合施設建設工事（弱電設備工事）に係る工事請負契約を解除したことに関し、その損害賠償金として、相手方に対し 1 6 3 万 9 , 8 1 2 円を支払う。

提案理由

（仮）新図書館複合施設建設工事（弱電設備工事）に係る工事請負契約を解除したことにより相手方に及ぼした損害の賠償額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出する。

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

平塚サッカー場改修工事における排水整備等の追加に伴い、緊急に当該工事に関する工事請負契約の一部を変更する契約を締結する必要性が生じ、令和 2 年 1 月 2 3 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

平塚サッカー場改修工事に関する工事請負契約（令和元年9月20日議決第38号）を下記のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和2年1月23日

上尾市長 畠 山 稔

記

1	変更前の契約金額	246,620,000円
2	変更後の契約金額	251,691,000円
3	今回変更による増額	5,071,000円

議案第 33 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
21771号線	上尾市浅間台三丁目1 8番地先	上尾市浅間台三丁目1 8番地先	
21772号線	上尾市井戸木三丁目1 3番地先	上尾市井戸木三丁目1 3番地先	
21773号線	上尾市西宮下一丁目8 0番地先	上尾市西宮下一丁目8 0番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 34 号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 2 年 2 月 20 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大 井 川 茂

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員関根章正氏の任期は、令和 2 年 3 月 31 日で満了となるが、後任として大井川茂氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出する。